

福井県環境アドバイザー設置要綱

(目的)

第1条 この制度は、県民の環境活動および環境に関する学習会等（以下「環境活動等」という。）に、環境アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を派遣することにより、美しい福井の環境を、県民の手で守り育てることを目的とする。

(任務)

第2条 アドバイザーの任務は、次のとおりとする。

- (1) 県民の自主的な環境活動の実践のために必要な支援
- (2) 県民の環境に関する知識の普及・啓発

(登録)

第3条 環境ふくい推進協議会会長（以下「会長」という。）は、環境に関する有識者および環境活動実践者等、本制度の実施に関し適当と認める者を、下記の分野を定めてアドバイザーとして登録する。

分野	内容
自然環境	野生動植物の観察、里山里海湖の保全・再生・活用、生物多様性の保全・再生（希少種保全や外来生物の駆除等）等
地球温暖化	地球温暖化、自然エネルギー、省エネ等
生活環境	ごみ問題、3R、水・大気環境等
その他	上記にあてはまらない内容

(登録申請)

第4条 新たにアドバイザーの登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、「福井県環境アドバイザー登録申請書」により、会長に申請しなければならない。

- 2 会長は、申請者から申請を受けた場合、前項の規定により提出された書類等により審査を行うものとする。

(任期)

第5条 アドバイザーの任期は、登録の日から翌年の3月31日までとし、再任を妨げない。

- 2 前項の規程により再任するときは、会長は当該アドバイザーに対し、継続意思の確認を行うこととする。

(変更の届出)

第6条 アドバイザーは、登録事項を変更するとき、または登録を辞退するときは、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

- 2 会長は、前項の規程による届出があったときには、登録事項を変更または削除するものとする。

(登録の取消)

第7条 会長は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当するときには、登録を取消することができる。

- (1) 前条第1項の規定に基づく登録辞退の届出があったとき
- (2) 虚偽その他不正の手段により、登録を受けたことが判明したとき
- (3) アドバイザーとしてふさわしくないと認められる行為があったとき

- 2 会長は、前項の規程により登録を取消したときは、当該登録を受けている者に対し、理由を付して、書面で通知するものとする。

(庶務)

第8条 本制度に関する庶務は、環境ふくい推進協議会で行う。

(その他)

第9条 この要綱で定めるもののほか、本制度の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和6年7月30日から施行する。

⑦環境関連の			
<ul style="list-style-type: none"> ・主な活動 ・専門分野 ・著書、論文 ・表彰 ・資格 <p style="text-align: right;">など</p>			
⑧講演テーマ例			
⑨活動できる	分野 (複数選択可)	自然環境	野生動植物の観察、里山里海湖の保全・再生・活用、生物多様性の保全・再生（希少種保全や外来生物の駆除等）等
		地球温暖化	地球温暖化、自然エネルギー、省エネ等
		生活環境	ごみ問題、3R、水・大気環境等
		その他	上記に当てはまらない内容
	地域	県内全域・嶺北・嶺南・奥越・丹南 ※特に市町を限定する場合はご記入ください。 ()	
曜日	平日・土曜・日曜・祝日		
時間帯	午前・午後・夕方～夜 ※曜日により変わる場合はご記入ください。 ()		
⑩対象	小学生・中学生・高校生・大人		
⑪メッセージ			

- ※ ①、⑤、⑦～⑪の項目については、福井県環境アドバイザー名簿としてホームページ等で公開しますので、ご了承ください。
- ※ 記載内容をまとめたものを、依頼者や問合せ者等へ参考にお渡しすることがありますので、できるだけ分かりやすくご記入ください。